

令和2年6月8日

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関 各位

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

**新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う  
自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応に係る追加連絡について**

日頃より横浜市政に御理解・御協力くださり、誠にありがとうございます。

令和2年5月8日付、及び5月13日付で、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に伴う自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長対応をご依頼したところですが、追加で以下の通りご連絡いたします。

**1. 患者様がお持ちの受給者証について**

患者様がお持ちの受給者証については、以下のケースが想定されます。それぞれ、元々印字されている有効期限満了日を踏まえ、適切にご判断いただけますようご協力をお願いいたします。なお、横浜市では、今回の有効期間延長対象の患者様全員へ受給者証を改めて発行することは、予定しておりません。

**【有効期間延長対応の基本的な考え方】**

令和2年3月から令和3年2月までの間に有効期間満了を迎える受給者証をお持ちだった患者様は、満了日を1年間延長。

**(1) 医療機関受診日の時点で有効期間が既に満了しているもの**

例) 令和2年6月の受診時点で提示された受給者証の有効期間が、令和元年5月1日から令和2年4月30日まで、となっている

↓

受給者証の有効期間を令和元年5月1日から令和3年4月30日まで、と読み替えていただき、制度の適用をお願いいたします。なお、次回診断書の要否についても、受給者証に印字されている要件を引き継ぎます。患者様には、変更を要しない限り、現在の受給者証をそのままご使用いただけます。

**注意1**

患者様が手書きで有効期間満了日を訂正している、または横浜市側で訂正印を押印のうえ手書き訂正している場合がありますが、いずれも元々印字されている有効期限が1年間延長される、とご理解いただき、ご対応願います。

**注意2**

印字されている有効期間満了日が令和2年2月28日以前の場合は、本運用の対象外です。

(2) 有効期間が既に満了し、その後手続きを行っているが、空白期間が発生するもの

例) 最後に確認できている受給者証の有効期間満了日が令和2年4月30日、かつ、患者様が持参した「更新申請手続きの本人控」に記載の有効期間開始日が、令和2年6月2日となっている

↓

空白期間となる令和2年5月1日から令和2年6月1日の間も、制度の適用をお願いいたします。万が一、空白期間中に患者様に自己負担割合3割で請求をされていた場合は、清算が必要となります。その際は、令和2年4月30日までの受給者証に印字されている月額負担上限額を適用してください。

**注意**

印字されている有効期間満了日が令和2年2月28日以前の場合は、本運用の対象外です。

(3) 有効期間が1年を超えているもの

例) 提示された受給者証の有効期間が、令和元年5月1日から令和3年4月30日まで、の2年間となっている

↓

印字のとおり、令和3年4月30日まで制度の適用をお願いいたします。横浜市側のシステム改修に伴い、一部の患者様の受給者証は、有効期間が1年を超えたものを発行しています。

## 2. その他

引き続き、今後変更等が生じた場合や追加のご連絡がある場合には、横浜市の精神通院医療のホームページへ、随時情報を掲載予定です。検索エンジンで「横浜市」「精神通院医療」「指定医療機関」と入力し、検索していただくと該当ページが検索結果として表示されますので、ご確認ください。

事務担当：

横浜市健康福祉局こころの健康相談センター

(TEL) 045-671-2415

(E-mail) kf-seitsuin@city.yokohama.jp